(別紙9)

住宅ローン

債務返済支援保険概要

○ 債務返済支援保険は、お客様が病気やケガで30日を超える入院(医師の指示による自宅療養を 含みます)を余儀なくされた場合に、31日目以降から最長3年間にわたり、住宅ローン返済金相 当額が保険金として支払われる所得補償保険です

項目	内
1. 幹事保険会社	株式会社損害保険ジャパン
2.保険契約者	社団法人全国地方銀行協会
3.被 保 険 者	債務返済支援保険をセットするお客様 加入時年齢が18歳以上70歳以下の方(付保年齢は75歳以下)
4.保険金受取人	お客様ご本人
5.保険対象期間	第1回目のローン返済日の属する月の初日から約定完済日の属する月の初日まで
6.保 険 金 額	就業障害1ヵ月あたり年間返済合計額(ボーナス時増額返済分を含みます)の12分の1の金額(ただし、保険金月額の上限は100万円となります)
7. 支払対象外期間	30日
8.対 象 期 間	1回の保険金支払事由につき、支払対象外期間経過後最長3年間
9.保 険 料	不要 注. 住宅ローンの融資利率は、年0. 2%上乗せとなります
10. そ の 他	 債務返済支援保険は、住宅ローン契約時にご希望によりセットすることができます 天災危険補償特約付ですので、地震・噴火・津波による天災事故の場合も補償されます 一部お取扱対象外の商品がございます。くわしくはローン窓口までお問合わせください。 保険金のお支払いには対象とならない期間があるなど制限条件がございますので、ご加入にあたっては「加入依頼書兼告知書」に添付されている「重要なことがら」ならびに「債務返済支援保険パンフレット」により、「契約概要」および「注意喚起情報」をご確認ください。

【ご留意事項】

- (1) この保険契約は、下記の保険会社による共同保険契約であり、幹事保険会社が事務の代理・ 代行を行います
 - 各引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います(引受割合については幹事保険会社または取扱代理店にお問合わせ下さい) 引受保険会社については毎年見直しが行われます
- (2) 共同保険であるため、引受保険会社のうち1社でも経営破綻した場合は、保険金のお支払いが 一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります
 - この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金の9割までが補償されます

引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン (幹事保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

取扱代理店 宮城商事株式会社